

～これから浄化槽を設置する皆様へ～

浄化槽の設置に係る手続きには、添付書類として「**浄化槽法定検査の検査依頼書の写し**」が必要です。

「浄化槽法定検査の検査依頼書の写し」とは、検査機関（さいたま市の場合は一般社団法人埼玉県環境検査研究協会）に浄化槽法定検査（7条検査）の手数料を支払った受領証の写しです。

◎建築確認申請により浄化槽を設置する場合（建物の新築、増改築など）

建築確認申請書

<浄化槽関係の添付書類>

- ・浄化槽調書（正本3、副本1）
- ・設計図書（正本2、副本1）
位置図、浄化槽の構造図等、設計計算書
- ・**浄化槽法定検査の検査依頼書の写し**
（手数料を支払済であることを証したもの）

◎建築確認申請が不要で浄化槽を設置する場合（浄化槽の入替など）

浄化槽設置届出書

<添付書類>

- ・浄化槽調書
- ・浄化槽の構造図
- ・仕様書
- ・処理工程図
- ・排水系統図
- ・**浄化槽法定検査の検査依頼書の写し**
（手数料を支払済であることを証したもの）

○浄化槽法定検査の検査依頼書は、検査機関、さいたま市環境対策課、各区役所暮らし応援室（浦和区、大宮区、中央区を除く）、市建設事務所建築審査課窓口で配布しています。

○法定検査は、埼玉県が指定した検査機関で実施しています。

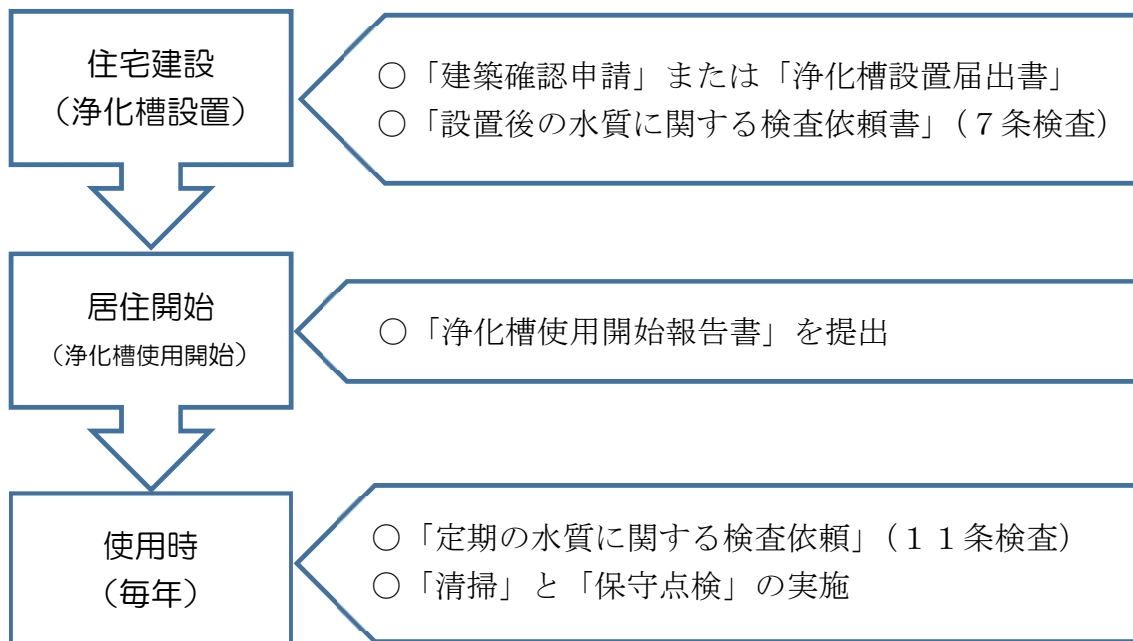
一般社団法人 埼玉県環境検査研究協会 浄化槽検査課

〒331-0804 さいたま市北区土呂町1-50-4

TEL：048-778-8700

◎浄化槽の設置後の流れと必要な手続き

浄化槽の設置及び使用開始に際しては、さいたま市への届出が必要です。
また、毎年、清掃、保守点検及び法定検査を行うことが必要です。

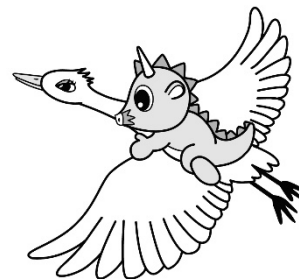


◎このほか、浄化槽管理者が変わった場合、(建売住宅や中古住宅を売買したときなど)は「浄化槽管理者変更報告書」、浄化槽を廃止(浄化槽の入れ替えや下水接続に伴う撤去など)した場合は「浄化槽廃止届出書」をさいたま市に提出してください。

○それぞれの様式は、さいたま市ホームページからダウンロードできます。

トップページから「浄化槽」を検索してください。

アドレス：<http://www.city.saitama.jp/001/009/013/p002372.html>



○浄化槽に関するお問い合わせ先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市役所 環境局 環境共生部 環境対策課 水質土壌係

TEL：048-829-1331

FAX：048-829-1991